

政府首相

No.37/2011/QĐ-TTg

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2011年6月29日

決定

ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関して

政府首相

2001年12月25日付政府組織に関する法律に基づき；
2004年12月3日付電力法に基づき；
2005年11月29日付投資法に基づき；
2003年11月26日付建設法に基づき；
2002年12月16日付国家予算法に基づき；
商工大臣の提案を踏まえ；

決定する：

**第1章
一般規定**

第1条. 調整範囲及び適用対象

1. 本決定は、ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関して規定する。

2. 本決定の調整対象（当館注：「đối tượng áp dụng（適用対象）」の誤りと考えられる）は、ベトナムにおける風力発電プロジェクトの開発に関連する電気事業に参加する組織又は個人を含む。

第2条. 用語解説

本決定において、以下の各用語は次のように解釈される；

1. 「電力購入者」とは、ベトナム電力公社（EVN）又は権限を委任された直轄企業のことをいう。

2. 「売電者」とは、風力発電プロジェクトから電力を生産し、運転し、売電する企業のことをいう。

3. 「風力発電施設」とは、風力タービン、発電機、同期設備、及び発電のために風力エネルギーを利用する他の同期設備と建設構造物の組み合わせのことをいう。

4. 「風力発電プロジェクト」は、風力発電施設の一つ又は多くを含む。

5. 「グリッドに接続された風力発電プロジェクト」とは、生産された電力の一部又は全てを供給するために国家グリッドに接続するために建設された風力発電プロジェクトのことをいう。

6. 「接続ポイント」とは、売電者のための送電線が電力購入者のための電力システムに接続した場所のことをいう。

7. 「メーターの設置場所」とは、売電者からの売電生産量を計量する地点のことをいう。

8. 「グリッドに接続されていない風力発電プロジェクト」とは、地域内の利用世帯に全ての電力を供給するために建設され、国家グリッドに接続されていない風力発電プロジェクトのことをいう。

9. 「風力発電プロジェクトの投資家」とは、ベトナムの法令の規定に従って、風力発電プロジェクトの投資活動を実施する組織のことをいう。

10. 「グリッドに接続された風力発電プロジェクトのためのモデル電力売買契約」とは、売電者と電力購入者との間でグリッドに接続された風力発電プロジェクトから生産される電力の売買取引に適用するために、商工省により公布された電力売電契約のことをいう。

11. 「風力発電施設の主要な項目」には、風力用支柱、タービン、発電機及び変電所を含む。

第2章

風力発電の開発及びマスタープラン

第3条. 風力発電開発マスタープラン

1. 風力発電開発マスタープランは、国家風力発電開発マスタープラン及び（地方政府の）省レベルの風力発電開発マスタープランを含む。風力発電開発マスタープランは、風力発電開発の投資活動のための基礎となり、それぞれの時代における風力の潜在能力の研究及び評価と合致するよう調整される。

2. 国家風力発電開発マスタープラン及び地域の風力発電開発マスタープランは、2030年までを見据えて、2011年から2020年までの段階のために一度立案され、必要な時に調整及び補充される。次のマスタープランの段階から、風力発電開発マスタープランは、（地方政府の）省レベルの電力開発マスタープラン及び国家電力開発マスタープランに統合される。

第4条. 風力発電開発マスタープランの立案、承認及び公布

1. 商工省は、国家風力発電開発マスタープランを立案し、政府首相が承認するよう、（政府首相に）提出する；承認された風力発電開発マスタープランの実施に関する公布、ガイダンス、監査及び検査を行う。

2. (地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会(以下、「(地方政府の) 省レベルの人民委員会」という。)で風力発電開発の潜在能力を有する場所があるところは、(地方政府の) 省レベルの風力発電開発マスタープランを立案し、商工大臣が承認するよう、(商工大臣に) 提出する。

3. マスタープランの公布及び調整は、現行の規定に従って実施される。

4. 風力発電開発マスタープランの主な内容：

a) 国家風力発電開発マスタープランが有する主な内容は以下のとおり：

- 各地域の風力の潜在能力；
- 風力発電プロジェクトリスト；
- 風力発電プロジェクトの国家電力システムへの接続の方向性。

b) (地方政府の) 省レベルの風力発電開発のマスタープランの主な内容は以下のとおり：

- 省の風力発電の潜在能力；
- 風力発電プロジェクトの開発地域の面積及び境界；
- 風力発電プロジェクトリスト；
- 各々の風力発電プロジェクトの容量規模及び国家電力システムへの接続の方策。

5. 風力発電マスタープランが承認されていない時期において、風力発電プロジェクトは投資の取組に関する政府首相の同意を必要とする。

6. 商工省は、風力発電開発マスタープランの立案、審査決定及び承認に関する具体的な内容、順序及び手続きを規定する。

第 5 条. 風力発電開発マスタープランの立案業務のための経費

1. 中央予算が、国家風力発電開発マスタープランの立案、審査決定、公布及び調整に係る任務を実施するための経費を支給する。

2. (地方政府の) 省・中央直轄市が、地域の風力発電開発マスタープランの立案、審査決定、公布及び調整に係る任務を実施するための経費を支給する。

3. 風力発電開発マスタープランの立案業務のために、別の合法的な経費の源を動員すること(当館注：本条第 1 項及び第 2 項以外による予算手当を行うこと)を奨励する。

第 6 条. 風力発電プロジェクトの投資及び建設

1. 風力発電プロジェクトの投資及び建設は、承認権限を有する機関によって公布された風力発電開発マスタープラン及び電力開発マスタープランに合致しなければならない。

2. 承認された国家風力発電開発マスタープラン及び国家電力開発マスタープランのリストに掲載されていない風力発電プロジェクトに対しては、投資家は、マスタープランの追加を提案する書類一式を作成する責任を負い、商工省に対して送付して審査決定し、首相が検討して承認するよう、（首相に）提出する。

3. 風力発電プロジェクトの投資及び建設は、施設の建設投資の管理に関する法令の規定に従って実施される。

第7条. 風力発電プロジェクトの電力システムへの接続、及び風力発電所の運転調整

1. 風力発電プロジェクトの国家グリッドへの接続は、承認された電力開発マスタープランに合致していなければならない。接続ポイントは、売電者が（地方政府の）省の電力開発マスタープランに従って、接続ポイントから既存の最も近い国家グリッドまでの送電線の投資を行う責任を負うという原則に基づいて、売電者と電力購入者が合意するものとする。国家グリッドへの接続ポイントが新たな送電投資プロジェクトに掲載されていない場合、売電者は、風力発電プロジェクトの投資の進行と送電開発投資プロジェクトとが同期するために、電力購入者と合意しなければならない。接続ポイントが同意されない場合、売電者は商工省に検討及び決定を報告する責任を有する。

2. 風力発電プロジェクトの投資家は、売電者が所有する発電所から、電力購入者との接続の合意による接続ポイントまでの送電線及び（存在する場合）ブラスター変電所の投資、運転及びメンテナンスを行う責任を負う。

3. グリッドに接続された電圧のレベルに応じて、配電事業者又は送電事業者は、承認された電力開発マスタープランによる国家グリッドへの接続ポイントまでの送電線に投資をし、風力発電プロジェクトの投資家と接続の合意に関する署名を行う責任を有する。

4. 投資及び検収が完了し、商業運転が始まった後、電力システムの調整及び電力市場の運営事業者は、全容量を活用するという優先モードに従って風力発電所を稼働させるとともに、発電所エリアにおける風況に適合するように発電する責務を負う。

第8条. 風力発電施設の建設起工

投資家が風力発電施設の建設起工を許可されるのは、以下を有する時のみである；投資証明書を有する；電力購入者と署名をした電力売買契約を有する；配電事業者又は送電事業者との接続に関する合意を有する；少なくとも連続する12ヶ月間の風力計測データの報告を有する。

第9条. プロジェクト実施の打ち切り

投資証明書が発給されてから12ヶ月後、仮に投資家が施設の主な項目の建設起工をしていないならば、（地方政府の）省レベルの人民委員会は、投資証明書を回収するための検討を行い、実施のためにプロジェクトを他の投資家に引

き渡す権限を有する国家機関に報告する責務を有する。正当な理由がある場合、及びプロジェクト実施スケジュールの一時停止又は延長が認められている場合を除く。

第 10 条. 報告制度

1. 投資証明書が発給されてから 5 営業日以内に、投資家は、認定された投資証明書の写しを、監視及び管理のために商工省に送付する責務を有する。

2. 風力発電プロジェクトの建設期間において、四半期の最初の月の 15 日の前に、投資家は、前の四半期のプロジェクト実施の展開の状況及び続く四半期の実施計画に関して報告しなければならない。毎年 1 月 15 日の前に、投資家は、前の年のプロジェクトの実施の展開状況及び続く年の展開計画に関して、管理及び実施の監視のまとめのために、商工省に報告しなければならない。

第 3 章

風力発電プロジェクトの開発支援メカニズム

第 11 条. 風力発電プロジェクトからの電力購入責務

1. 電力購入者は、その管理下にあるグリッドに接続された風力発電所から生産される全ての電力を購入する責務を有する。

2. 電力売買は、商工省が公布したグリッドに接続された風力発電プロジェクトに適用されるモデル電力売買契約に基づいて作成された売電契約書により実施される。モデル電力売買契約は、主に以下の内容を有する：

- a) 契約期間は、商業運転日から 20 年間である。売電者は、現行の規定に従って、電力購入者と、契約期間の延長又は新たな契約を署名することが出来る。
- b) 契約期間中の基本電力購入価格及び売電価格の調整の原則。
- c) 風力発電所の接続、計量及び運転に関する合意。
- d) 請求と支払いに関する合意。

第 12 条. 投資資金、税及び費用に関する優遇

1. 投資資金の投入：

a) 投資家は、法令の形式のもと（当館注：合法的に）、風力発電プロジェクトの実施の投資のために、国内外の組織及び個人からの資金を投入することができる。

b) 風力発電プロジェクトは、国家のための投資信用に関する現行規定による優遇を享受することが出来る。

2. 輸入税：風力発電プロジェクトは、プロジェクトのための固定資産を創出するための輸入品に対する輸入税を免税することができ、輸入品とは、輸出税及び輸入税法、並びに輸出税及び輸入税に関する現行法令の規定に従って、プロジェクトの生産サービスのために輸入される、国内でまだ生産されていない原料、資材及び半製品のことである。

3. 法人税（企業所得税）：法人税率、風力発電プロジェクト法人前の減税又は免税は、投資法、法人税法、並びに投資法及び法人税法の実施ガイダンス文書の規定する投資優遇特別領域に属するプロジェクトに対してと同様に実施される。

第 13 条. 土地インフラに関する優遇

1. 国家グリッドに接続されるための風力発電プロジェクト、送電施設及び変電所は、投資優遇特別領域に属するプロジェクトに対して適用される現行法令の規定による土地利用料及び土地借料の減免を受けることができる。

2. 権限を有する（当局によって）承認されたマスタープランに基づき、（地方政府の）省レベルの人民委員会は、風力発電プロジェクトを実施する投資家のために、土地を割り当てる責務を有する。土地収用の補償及び支援は、土地に関する現行法令の規定に従い実施される。

第 14 条. グリッドに接続された風力発電プロジェクトの売電価格支援

1. 電力購入者は、風力発電プロジェクトからの全ての生産電力を購入する責務を有しており、メーターの設置場所における電力購入価格は 1,614 ドン/kWh（付加価値税（VAT）は含まず、7.8US¢/kWh 相当）である。電力購入価格は、ドン/USD のレート変更によって調整される。

2. 国家は、風力発電所からの購入する生産電力の全てに対する電力購入者のための電力価格を、ベトナム環境保護基金を通じて支援し、それは 207 ドン/kWh（1.0US¢/kWh 相当）である。

3. 商工省は、メーターの設置場所における電力購入価格水準及び電力価格支援水準を調整及び提案するために監査をし、政府首相が段階的な削減の原則の上、売電価格が市場価格に適合している場合は、価格支援の廃止を進めることを検討し、決定するために提出する。

4. 本決定に従って価格支援がなされている風力発電プロジェクトは、他の現行規定によるプロジェクトの生産電力のための価格支援メカニズムは適用されない。

5. 風力発電プロジェクトは、国家の現行規定に従ったクリーン開発メカニズムが適用される。

第 15 条. グリッドに接続されていない風力発電プロジェクトに対する優遇及び支援

1. グリッドに接続されていない風力発電プロジェクトは、本決定第 12 条及び第 13 条に規定する優遇及び支援の享受を受ける。

2. 投資家は、電力価格の提案を作成し、国家予算からの支援の総水準（当館注：「どのくらい支援を受けられるか」の意味）を確定するため、商工省に対して提出して審査決定し、政府首相が承認するよう、（政府首相に）報告する。

第 4 章 実施体制

第 16 条. 風力発電プロジェクトに対する（中央政府の）省及び地方の責務

1. 商工省

a) 本決定の実施の検査及び監査を、（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会とともに実施し、ガイダンスし、共働する責務を有する。

b) 風力発電プロジェクトのためのモデル電力売買契約を公布する。

c) 風力テクノロジーに関する技術基準を策定し、公布する。

2. 財政省

監督し、商工省、天然資源・環境省と共働し、国家予算法の規定に適合するベトナム環境保護基金からの財政メカニズムを規定する。

3. （地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会:

a) 風力発電プロジェクトの投資及び実施のために、土地収用、インフラ及び人的リソースに関して投資家を奨励し、支援メカニズムを有する。

b) 風力発電プロジェクトに対する地方の国家管理の職務を実施する。

c) 権限に従って、地方の風力発電プロジェクトの実施のため、監視、監査及び検査を行う。

第 17 条. 施行効力

本決定は、2011 年 8 月 20 日から施行の効力を有する。

大臣，（中央政府の）省庁レベルの機関の長，政府直轄機関の長，及び（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会委員長；ベトナムにおける風力発電プロジェクトの開発活動に関与する各機関，ユニット及び各関連組織の長が，本決定を実施する責任を負う。

宛先:

- 党中央書記局
- 政府首相，各政府副首相；
- （中央政府の）省庁，省レベルの機関，政府直轄機関；
- 汚職防止に関する中央運営委員会
- （地方政府の）省・中央直轄市の評議員会及び人民委員会；
- 党中央事務局及び各委員会；
- 書記長事務局；
- 国家主席府；
- 民族委員会及び国会の各委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家会計検査院；
- 国家財政監査委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各団体の中央組織；
- 首相府：官房長官，官房副長官，政府ポータル，情報通信部長，各庁・局，直轄ユニット，官報；
- 保管: VT, KTN (5b) .XH

首相

(署名)

グエン・タン・ズン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり，仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について，一切の責任を負いかねますので，法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。